

弁護士 山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第49回

労働法制について(7)

労働災害

労働災害とこれに関する会社（経営者）の義務について、そ

労働者が就業中などに怪我をすると会社には時には膨大な損害賠償責任が発生し、また、会社に資金的な余裕がないときは労働者には賠償金の支払いがなされず救済されないことになります。そのような事態を避けるため、国は、労働災害に関して労働者を救済する仕組み「労働者災害補償保険」（以下「労災保険」といいます）を作っています。

業務災害

す。これにより、労働者は労働災害にあつたときは労災保険からの給付を受けることができま
す。労働災害には、業務災害と通勤災害があります。

用を行っていたときに災害にあつても、業務執行性が無いとして、労災給付の対象とはなりません。ただし、始業前の更衣室の中ではあるが、職場を離れて私に従事していたときに発生していることをいいます。勤務時間中ではあるが、職場を離れて私は

災給付

給付の種類としては、療養（治療費）給付、休業給付、傷病年金、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付があります。休業給付については、休業4日目から平均賃金の8割が支払われます。また、業務災害の場合最初の3日間については、会社は平均賃金の6割を労働者に支払わなければなりません。

その他、会社の義務

・業務災害が発生した場合に
は、会社は労働基準監督署への
報告義務があります。これが
「労働者死傷病報告」です。
・会社には労働者への安全配慮
義務があり、違反した場合には
労働者から損害賠償請求を受け
ことがあります。事業規模に
応じ必要な措置もあります。

通勤災害

「業務執行性」が認められることがあります。取引先との関係や上司の命令の有無、経費の負担などを勘案し、接待の必要性が高くなる接待に格別の理由があれば、「業務執行性」が認められることがあります。

通勤のための往復途上における災害として労災給付を受けるためには「就業関連性」の要件が必要です。すなわち、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路と方法で往復することです。ですから、例えば会社からの帰りに寄り道をしてパチン

会社（経営者）は労働者を一
人でも雇えば、労災保険に加入
することが義務付けられています

り精神障害になつたとしての労災申請は増加傾向にあるようです。こうした場合に、業務以外での自分自身や家族などについてのストレスは無かつたのか、あるいは、本人に既往歴が無かつたのかなど、他の原因の有無が検討されることになります。業務遂行性とは、災害が業務

通勤のための往復途上における災害として労災給付を受けるためには「就業関連性」の要件が必要です。すなわち、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路と方法で往復することです。ですから、例えば会社からの帰りに寄り道をしてパチン



山下江法律事務所

・ 契約書 債権回収 労務問題など
企業法務専門サイトあります

山下江

検索

http://www.hiroshima-kigyo.com 田下江 桥本 
相約電話受付
7~24 時
相談-PHS OK
相談料専用
フリーダイヤル
0120-7834-09
◆債務整理、交通事故：相談料￥0-、着手金￥0-
◆相談料：30分 5,000円（税別）

広島最大級！「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決
〒732-0012 広島市中区上白堀町4-27 上白堀ビル702 TEL 082-222-0606 FAX 082-222-2652 所長 山下江